

行政評価シート(事後評価)

コード (7) 2-1-2	事務事業名 行政財産の目的外使用許可に関する事務	所管部課 総務部管財課
------------------	-----------------------------	----------------

事務事業の概要	事務事業の目的	根拠法令等
	行政財産を本来の行政目的以外に使用させる場合、申請、許可の手続きが必要になる。	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例・規則 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input type="checkbox"/> 要綱・要領
	事業内容・実施方法等 / 補助の概要: 補助団体の概要 (団体名・団体の活動内容・補助金の活用内容等)、補助金の概要 (国・都基準の有無・対象者拡大の有無・上乗せ補助額・市単独補助額) 等	
	行政財産は行政目的に供されることが本来の役割である。しかしながら、例外的に本来の行政目的以外に使用されることが可能であり(法令による)、この場合、申請に基づく許可を与えている。新規案件の場合は、行政財産管理委員会で許可、不許可、使用料の減免などを審議する。許可は各行政財産を管理する所管部課で与える。使用料は行政財産使用料条例により計算し、所管部課が収入する。	
事業開始時期	合併前から 年度	実施形態 <input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 ()

事業費データ	項目	単位	16年度	17年度	18年度	19年度
	事業費(A)					
財源	国庫支出金・都支出金	千円				
	地方債					
内訳	その他 ()					
	一般財源		0	0	0	0
	行政財産使用料	千円	379	246	248	235
	所要人員(B)	人	0.05	0.05	0.05	0.05
	人件費(C)=平均給与×(B)	千円	416	409	408	408
	臨時職員等賃金(C')	千円				
	総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	千円	416	409	408	408
	単位当たりコスト					
	(E)=(D) / (許可件数)	千円	18.9	18.6	15.1	18.5

評価指標の設定	活動等指標		単位	16年度	17年度	18年度	19年度
	受理件数	実績値	件	22	22	27	22
(指標の説明・数値変化の理由 など) 申請のあった件数と(管財課において)行政財産の使用許可をした件数							
成果指標	成果指標		単位	16年度	17年度	18年度	19年度
	一次 許可件数	目標値	件			27	22
実績値		件	22	22	27	22	
二次	目標値	件					
	実績値	件					
(指標の説明・数値変化の理由 など) 申請のあった件数と(管財課において)行政財産の使用許可をした件数							

事業環境等	市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など)	
	都内26市のサービス水準との比較 (平均値、本市の順位など)	<input type="checkbox"/> 上 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下
	代替・類似サービスの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

コード (7) 2-1-2	事務事業名 行政財産の目的外使用許可に関する事務	所管部課 総務部管財課
------------------	-----------------------------	----------------

【一次評価】

検証項目	ランク		一次評価	判断理由及び事業を行う上での課題や、今後改善すべき点等
事業の優先度(緊急性)	2		<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	<p>平成17年度に光熱水費の徴収についての取扱いを統一している。使用料の減免については、新規の場合には、行政財産管理委員会で審議される。減免に関する規程は、行政財産使用料条例の中での規定と、行政財産管理に関する運用方針の中での規定とがある。</p>
事業の必要性	3			
事業主体の妥当性	3			
直接のサービスの相手方	1			
事業内容等の適切さ	2			
受益者負担の適切さ	2			
市民ニーズの把握	1			

【二次評価】

検証項目	ランク		二次評価	判断理由及び事業を行う上での課題や、今後改善すべき点等
事業の優先度(緊急性)	2		<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	<p>行政財産の目的外使用許可については、条例及び運用方針に基づき、行政財産管理委員会で審議を踏まえ概ね適正に事務処理が行われている。 一方、目的外使用に係る使用料に関しては、規定上「減額又は免除することができる」となっているにもかかわらず、現状は規定上の条件に該当する場合は「免除」のみで、「減免」扱いがない。 今後、運用方針等の見直しを行い、厳正に対応することが必要である。 あわせて、財産管理の観点から、市全体の目的外使用財産の管理状況については、管財課で一元的に全て把握しておく必要がある。</p>
事業の必要性	3			
事業主体の妥当性	3			
直接のサービスの相手方	1			
事業内容等の適切さ	2			
受益者負担の適切さ	2			
市民ニーズの把握	1			

【行革本部評価】

行革本部評価	判断理由及び事業を行う上での課題や、今後改善すべき点等
<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	<p>行政財産の目的外使用に関しては、概ね適正な事務処理がなされているものの、使用料の基準に関しては、他市や東京都の基準などを参考に、より厳正な基準となるよう改めて検証が必要がある。 また、管理状況に関しては、市の財産管理の所管である管財課において一元的に管理状況を把握できるよう見直されたい。</p>